

議案第 76 号

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例の一部改正について

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とすることができないことについてやむを得ない理由がある場合の例外的な取扱いを規定するとともに、令和 3 年 3 月 31 日において主任介護支援専門員ではない者が管理者である居宅介護支援事業所について、管理者の要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予するため、山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年山都町条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）」を「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）」に改める。
第5章 雑則（第35条）」

第6条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項及び附則第2条第2項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第6条第1項」を「同条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「介護支援専門員」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に

規定する管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。)については、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 人員に関する基準(第5条・第6条)</p> <p>第3章 運営に関する基準(第7条—第33条)</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)</p> <p>附則</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の _____ 管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 _____ でなければならない。 _____</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 人員に関する基準(第5条・第6条)</p> <p>第3章 運営に関する基準(第7条—第33条)</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)</p> <p><u>第5章 雑則(第35条)</u></p> <p>附則</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項及び附則第2条第2項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p>

(管理者に係る経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、
介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(管理者に係る経過措置)

第2条 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、
介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「介護支援専門員」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。)」については、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員」と読み替えるものとする。